

令和3年12月
令和3年第7回栃木市議会定例会
議案書

栃木市

番 号 件 名

報告第 14 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 109 号	令和 3 年度栃木市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 110 号	令和 3 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 111 号	令和 3 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 112 号	令和 3 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 113 号	令和 3 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 114 号	令和 3 年度栃木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 115 号	栃木市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 116 号	栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 117 号	栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	7
議案第 118 号	栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	13
議案第 119 号	栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	18
議案第 120 号	財産の取得について（栃木インター西土地区画整理事業用地）	20
議案第 121 号	財産の取得について（平川土地区画整理事業用地）	21
議案第 122 号	和解について	22
議案第 123 号	指定管理者の指定について（栃木市斎場）	23
議案第 124 号	指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）	24
議案第 125 号	指定管理者の指定について（栃木市藤岡地域活動支援センター）	25
議案第 126 号	指定管理者の指定について（栃木市都賀地域活動支援センター）	26
議案第 127 号	指定管理者の指定について（栃木市大平児童館）	27

議案第 128 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	28
議案第 129 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	29
議案第 130 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	30
議案第 131 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	31

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

1 専決第7号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第7号

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年10月14日

栃木市長 大川秀子

令和3年8月3日、栃木市大平町富田地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町藏井地内居住者

2 損害賠償の額

3,285円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

議案第115号

栃木市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市自治基本条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　号

　　栃木市自治基本条例の一部を改正する条例

　　栃木市自治基本条例（平成24年栃木市条例第27号）の一部を次のように
に改正する。

　　第12条中「満20歳未満の」を削る。

附　則

　　この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第116号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するもの
とする。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険条例（平成22年栃木市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第117号

栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防
止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　号

　　栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防
止に関する条例の一部を改正する条例

　　栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成22年栃木市条例第161号）の一部を次のように改正する。

　　目次中「第32条」を「第33条」に、「第33条—第35条」を「第34条—第36条」に、「第36条—第39条」を「第37条—第40条」に改める。

　　第39条を第40条とする。

　　第38条第1号中「第15条第4項」を「第17条第4項」に、「第23条第1項」を「第24条第1項」に、「第24条第2項」を「第25条第2項」に、「第26条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条第2号中「第30条」を「第31条」に改め、同条を第39条とする。

　　第37条第1号中「第16条」を「第18条」に改め、同条第2号中「第17条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に、「第18条第3項」を「第20条第3項」に改め、同条第4号中「第18条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第5号及び第6号中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第38条とする。

　　第36条の前の見出しを削り、同条第1号中「第27条第1項」を「第28条第1項」に、「第28条第1項から第4項まで」を「第29条第1項から第4項まで」に改め、同条第2号中「第15条第1項」を「第17条第1項」に、「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第37条

とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第5章中第35条を第36条とする。

第34条各号列記以外の部分中「第15条第1項」を「第17条第1項」に、「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第2号中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第3号中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第35条とし、第33条を第34条とする。

第32条第1項中「第11条」を「第12条」に、「第15条第1項」を「第17条第1項」に、「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第2項中「第11条」を「第12条」に改め、第4章中同条を第33条とし、第31条を第32条とする。

第30条中「第23条第1項」を「第24条第1項」に、「第24条第2項」を「第25条第2項」に、「第27条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第28条第2項及び第3項中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第4項中「第23条第3項」を「第24条第3項」に、「第24条第5項」を「第25条第5項」に改め、同条を第29条とする。

第27条第1項第2号中「第15条第1項」を「第17条第1項」に、「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項第4号中「第13条第1項第1号ア」を「第15条第1項第1号ア」に改め、同項第5号中「第14条」を「第16条」に、「第15条第5項」を「第17条第5項」に、「第25条第3項」を「第26条第3項」に改め、同項第6号中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同項第7号中「第16条」を「第18条」に、「第22条」を「第23条」に改め、同項第8号中「第13条第1項第

1号ア」を「第15条第1項第1号ア」に改め、同条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条第1項中「第11条」を「第12条」に改め、同条第3項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「第14条」を「第16条」に改め、同条を第26条とする。

第24条を第25条とし、第21条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第20条中「第17条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第19条を削り、第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第1項中「第12条第1項各号」を「第14条第1項各号」に、「第11条」を「第12条及び第13条」に改め、同条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第1項第1号イ中「第28条」を「第29条」に改め、同号ウ中「第27条第1項」を「第28条第1項」に、「第27条第1項第3号」を「第28条第1項第3号」に改め、同号エ中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項第2号中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項第2号中「特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）」を「特定事業場」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「前条」を「第10条」に、「次条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(周辺住民等への周知)

第13条 第10条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の規則で定める周辺地域の住民その他規則で定める関係人（以下「周辺住民等」という。）に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、その責めに帰すことのできない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項の内容を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項の内容を要約した書類の提供その他必要な措置を講じることをもってこれに代えることができる。

2 第10条の許可の申請をしようとする者は、前項の規定による周辺住民等への周知の内容及びその結果を記載した書面を作成しなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

(事前協議)

第11条 前条の許可又は第17条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業について市長と協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る特定事業について適用し、同日前になされた申請に係る特定事業については、なお従前の例による。

議案第118号

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成28年栃木市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「廃止し、又は当該事業により設置された再生可能エネルギー発電設備を用いて実施する発電事業（以下「発電事業」という。）が終了したとき」を「廃止したとき」に改める。

第7条第2項中「廃止し、又は発電事業が終了したとき」を「廃止したとき」に改める。

第9条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画において定められた同条第2項第1号の森林の区域
第9条第2項中「前項第9号」を「前項第10号」に、「第27条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条第3項中「第1項第9号」を「第1項第10号」に改める。

第11条第2項中「書類」を「図書」に改める。

第14条第3項中「第27条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第15条第1項中「事項を変更しようとするとき」を「事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第20条第7号中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第29条を第35条とし、第28条を第34条とし、第27条を第33条とする。

第26条を削り、第25条を第32条とし、第24条を第31条とする。

第23条第2項中「又は第15条第1項」を「、第15条第1項、第21条第1項又は第23条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第22条中「許可事業者」を「事業者」に改め、同条を第29条とする。

第21条中「許可事業者」を「事業者」に改め、同条を第28条とし、第20条の次に次の7条を加える。

(事業の届出)

第21条 保全地区外において、その面積が5,000平方メートル以上の事業を行おうとする事業者（以下「届出事業者」という。）は、当該事業に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する環境施設の設置として行う事業

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った届出事業者に対し、当該事業に係る必要な指導及び助言をすることができる。

(届出に係る事業の周知)

第22条 届出事業者は、事業に着手する前に、近隣住民等に対し当該事業の周知を図り、当該事業への理解を得るよう努めなければならない。

(事業の変更の届出)

第23条 届出事業者は、第21条第1項の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(再生可能エネルギー発電設備等の適正管理等)

第24条 事業者及び土地所有者等は、事業により設置された再生可能エネルギー発電設備を用いて実施する発電事業（以下「発電事業」という。）を実施している間、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう当該再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければならない。

(異常発生時の対応)

第25条 事業者及び土地所有者等は、事業により設置された再生可能エネルギー発電設備及び事業区域に異常が生じた場合は、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、当該異常について、近隣住民等に周知し、及び市長に通報しなければならない。

2 市長は、発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者及び土地所有者等に対し、当該事態を防止するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 市長は、前項に規定する場合において、同項の事態が事業者又は土地所有者等以外の者の行為によるものであるときは、当該者に対し、同項の措置を講ずることを求めることができる。

(発電事業終了後の適正処分等)

第26条 事業者及び土地所有者等は、発電事業が終了したときは、再生可

能エネルギー発電設備を速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第27条 許可事業者、届出事業者又は土地所有者等から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項、第21条から第23条まで及び第30条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する事業について適用し、施行日前に着手した事業については、なお従前の例による。この場合において、施行日から30日を経過する日までの間、第21条第1項中「当該事業に着手する日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

議案第119号

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を
定める条例の一部を改正する条例

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(平成28年栃木市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「25人」を「21人」に改める。

第3条中「40人」を「40人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和4年7月20日から施行する。

財産の取得について

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	田他3地目	161,573.33m ²	栃木市吹上町 猿楽957番地 他201筆

2 取得の方法 隨意契約による買い入れ

3 取得予定価格 599,093,441円

4 取得相手 栃木市吹上町地内居住者 他53名

財産の取得について

小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	田他7地目	89,167.79m ²	栃木市都賀町平川 玄番内367番3 他133筆

2 取得の方法 隨意契約による買い入れ

3 取得予定価格 295,665,713円

4 取得相手 栃木市都賀町地内居住者 他40名

和解について

千塚産業団地分譲地内の土地の地盤改良増工分の費用及び地中埋設物処理費用について、次の和解条件のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

1 和解の相手方

栃木市千塚町 [REDACTED]

[REDACTED]

2 和解条件

市において土地の元所有者である相手方に対し、軟弱地盤であったことから必要となった地盤改良増工分の費用を請求しないこと及び地中埋設物の運搬・処分に要した費用を平成29年改正前民法第570条の規定に基づき損害賠償請求することとし、今後本件に関し、双方異議、請求の申立てをしないものとする。

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市斎場

2 指定管理者に指定する団体

所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

名称 宮本工業所・五輪グループ

代表団体 富山県富山市奥田新町12番3号

株式会社宮本工業所

代表取締役 宮本 芳樹

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年9月30日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平地域福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町2丁目1番40号

名 称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市藤岡地域活動支援センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町2丁目1番40号

名 称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市都賀地域活動支援センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町2丁目1番40号

名 称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平児童館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市岩舟町静和1151番地4

名 称 学校法人しづわでら学園

代表者 理事長 市村 正弘

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和24年法律第139号) 第6条第3項の規定により議会の意見を求め
る。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市藤岡町1555番地4

氏 名 高際 はま子

生年月日 昭和32年5月31日

議案第129号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和24年法律第139号) 第6条第3項の規定により議会の意見を求め
る。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市岩舟町小野寺199番地

氏 名 中田 美千子

生年月日 昭和29年5月29日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和24年法律第139号) 第6条第3項の規定により議会の意見を求め
る。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市岩舟町静和2145番地1

氏 名 大竹 教子

生年月日 昭和32年8月3日

議案第131号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和24年法律第139号) 第6条第3項の規定により議会の意見を求め
る。

令和3年11月26日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市吹上町790番地4

氏 名 奈良部俊次

生年月日 昭和31年5月22日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなかからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

